

社会福祉施設における防災対策の 再点検等について

平成10年8月31日

厚生省社会・援護局長、社援第2153号

社会福祉施設（以下「施設」という。）における防災対策については、「社会福祉施設における防災対策の強化について（昭和60年9月21日社施第102号）」等の各通知をもとに万全を期すよう指導を願っているところであるが、今般、福島県における救護施設において5人の方々が不幸にして亡くなるなどの災害が発生した。

今後、台風等の上陸時期を迎えることも踏まえ、関係部局及び関係市町村と連絡を取り、下記によりあらためて至急点検、確認を行うとともに、「保護施設に係る指導監査の実施について（平成10年3月31日社援第896号）」等に掲げる事項に関する指導等必要な措置を講じられたい。

なお、下記1に基づき、点検、確認を行った結果については、別紙様式により、9月14日（月）までに報告されたい。また、指定区域等外に所在する施設にあっても、今後、関係部局との連携のもとに点検をお願いする予定であることを申し添える。

記

1 立地条件の点検

施設が地すべり防止区域等法律又は地域防災計画等において土砂等による災害発生のおそれがあるとして指定されている地域等（都道府県、市町村が指定の意向をもっている場合も含む。以下「指定区域等」という。別添参照。）に所在している

か否かを点検、確認すること。

2 関係部局との連携、協力関係の強化

指定区域等に所在する施設については、施設所在地の市町村、消防機関その他の防災関係機関及び施設に対し、指定区域等に所在していることを周知させるとともに、関係部局との連携を密にし、双方の情報の交換、施設に対する助言・指導等必要な協力が円滑に行われるよう格別の配慮をすること。

3 施設に対する指導の強化

指定区域等に所在する施設のうち、地すべり防止工事等の防災対策が完了していない地域に所在する施設については、防災対策の現状を把握するとともに、特に次の事項について万全の措置ができるよう、当該施設を指導すること。

(1) 情報の収集

消防機関その他の防災機関との連携を密にし、気象状況等に関する情報の収集や災害発生のおそれ等に関する情報の伝達、提供が円滑に行われる体制を確立すること。

(2) 入所者状況の把握等

入所者（利用者）の外出等の状況を常時把握するとともに、災害に関する情報を職員及び入所者に対して迅速、かつ、的確に伝達し、有事の際の避難及び避難後の援護が円滑に行われるようにすること。

また、介護度合の高い者については避難通路の出口に最も近い居室にすること等に配慮すること。

(3) 関係機関等との協力体制の確立

消防機関はもとより、市町村役場、地域住民等とも日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の実態を認識してもらうように努めるとともに、避難、消火、避難後の援護等が円滑に行える協力体制を確立すること。

4 施設の移転整備の促進

地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設について、施設入所者、利用者の安全確保の観点から当該危険区域外へ移転する場合にその移転改築に要する整備費の国庫補助を優先的に行うとともに、社会福祉法人の当該整備費に係る社会福祉・医療事業団からの借入金について利子を徴しないこととしているので、この積極的な利用方についてもよろしく願います。

[別添]

指定区域等の例

指定区域等の主なものは、次のとおりである。

都道府県等においてこれ以外にこれに準ずるもの又はこれに類するものとして指定している区域、か所等があれば、適宜追加願いたい。

指定区域等	根 拠
地すべり防止区域	地すべり等防止法 昭和33. 3. 31 法第30号
地すべり危険か所	地すべり危険か所の再点検について 平成8. 10. 4 建設省傾斜地保全課長通知
急傾斜地崩壊危険地区	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する特別措置法 昭和44. 7. 1 法第57号
山腹崩壊危険区	山地災害危険地区調査について 平成7. 10. 20 林野庁長官通知
崩壊土砂流出危険地区	
なだれ危険か所	林野庁長官通知
土石流発生危険溪流	総合的な土石流対策の推進について 昭和57. 8. 10 建設事務次官通知
ため池注意か所	地域防災計画等
災害危険区域	建築基準法 昭和25. 5. 24 法第202号
宅地造成工事規制区域	宅地造成等規制法 昭和36. 11. 7 法第191号